

○ 福井県丹南広域組合と福井県との間の公平委員会の  
事務委託に関する規約

(平成8年4月1日)

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、福井県丹南広域組合(以下「甲」という。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を福井県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁し、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により支弁する経費は、乙の定めるところによる。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。